

中間検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県工事検査実施要綱（以下「要綱」という）第8条第1項の規定により、中間検査の実施に関し必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 中間検査は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）」に基づき、良好な出来形、品質及び適正な施工を確保するため工事施工中に実施するものとする。

(対象工事)

第3条 中間検査の対象とする工事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 竣工検査時に出来形、品質の確認が困難となる工事
- (2) 債務負担工事等で工期が1年以上となる工事
- (3) その他公所長又は出納局長が必要と認める工事

(中間検査の実施時期)

第4条 中間検査は当該工事の主要工種等の確認項目を考慮し、施工上の重要な変化点等に行うこととする。

(中間検査の請求)

第5条 公所長は、要綱第6条の規定に基づき出納局長に検査の請求を行わなければならない。

(中間検査の通知)

第6条 前条の規定により中間検査の請求があったときには、出納局長は、中間検査が必要と認めた工事について、検査員及び検査実施日を指定し、検査を行わせるものとし、その旨を工事検査箇所表（要綱第2号様式）に記載して要綱第3号様式により当該公所長に通知するものとする。

- 2 出納局長が、工事を適正に施工させるため工事施工状況について中間検査を行うときは、当該工事に係る公所長と中間検査実施日を協議し、検査員を指定して検査を行わせるものとし、その旨を工事検査箇所表（要綱第2号様式）に記載して要綱第3号様式により通知するものとする。
- 3 公所長は、前二項の通知があったときは、工事検査立会通知書（要綱第5号様式）により、工事受注者に対し当該工事の立会いを求める旨の通知をしなければならない。

(中間検査の実施)

第7条 中間検査においては、設計図書と対比しその適否を判断するが、不適合工事の処理はしない。

- 2 検査員は、検査を行うときには、次の各号に留意しなければならない。
 - (1) 工事の出来形
 - (2) 工事の品質

- (3) 工事の出来ばえ
- 3 監督員は中間検査に際し、あらかじめ次に掲げる資料及び記録を準備し、検査員の求めがあったときは、これを提示しなければならない。
- (1) 出来形図又は出来形計測資料
 - (2) 施工管理の資料
 - ア 出来形管理
 - イ 品質管理
 - ウ 工事写真
 - (3) 設計図書で指示した工事材料の試験結果
 - (4) 上記以外の使用材料に関する資料
 - (5) 設計図書で指示した施工立会の記録
 - (6) 社内検査結果資料
 - (7) その他検査員の指示するもの
- 4 中間検査の過程で検査員が必要と認める場合は、工事の実施状況について関係資料の提示を求めることができる。

(検査結果の通知)

- 第8条 検査員は、中間検査を終了したときは、遅滞なく中間検査調書（第7号様式）により、当該公所長に通知しなければならない。
- 2 検査員は、中間検査の結果、工事の施工が設計図書に適合しない場合及び指導事項があるときは、中間検査調書に記載するものとする。

(検査結果の報告)

- 第9条 検査員は、中間検査を終了したときは、速やかに出納局長に報告しなければならない。

(中間検査と竣工検査等との関係)

- 第10条 中間検査で確認した出来形、品質等については、その後の検査での確認を原則として省略するものとする。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の確認が必要な場合はこの限りではない。

(受託工事の中間検査)

- 第11条 受託工事に関しては、第5条中「出納局長に」とあるのは「契約権者を代理して出納局長に」と、第8条中「当該公所長に」とあるのは「当該公所長を経由して契約権者に」とする。

(読替規定)

- 第12条 農林水産部又は土木部の本庁機関において契約を締結し、公所長に工事監督の委任を行っていない場合に関しては、第3条、第5条から第6条第2項まで及び第8条中「公所長」又は「当該公所長」とあるのは農林水産部の所管に属する請負工事にあつては「農林水産部長」とし、土木部の所管に属する請負工事にあつては「土木部長」とする。また、第6条第3項中「公所長」とあるのは「課長」とする。
- 2 前項の読替規定は、第11条においても適用する。

附則

- この要領は、平成19年9月1日より施行する。
- 附則
- この要領は、平成22年4月1日より施行する。
- 附則
- この要領は、平成25年4月1日より施行する。
- 附則
- この要領は、平成27年4月1日より施行する。
- 附則
- この要領は、平成29年4月1日より施行する。
- 附則
- この要領は、令和8年6月1日より施行する。